二　公海において、さけ・ます類を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

三　さんま船上選別機を設備してはならない。

○農林水産省告示第五百六十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、日本海べにずわいがに漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

二〇〇トン未満の船舶　一二隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。

2　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため大型化を図ることが適当であると認めた船舶については、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数を当該船舶の総トン数とみなす。

3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　二に規定するかごを除き、かご網の網目の内径の長さは十五センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の網目の対角線のうちかご枠底縁と平行となるものの長さの総和を当該網目の数で除して得た値及び当該網目の当該対角線以外の対角線の長さの総和を当該網目の数で除して得た値はいずれも十センチメートル以上でなければならない。

二　かごの側面最下部に内径九・五センチメートルの円形脱出口を三個以上設けたかごについては、かご網の網目の内径の長さが十三センチメートル以上でなければならない。

三　水深八百メートル以浅の水域においては、操業してはならない。

四　北緯四十一度三十四分四十三・四秒東経百三十一度二十七分三十三・二秒の点、北緯三十八度三十六分四十八秒東経百二十九度三十分三十秒の点、北緯三十八度三十六分四十八秒東経百三十二度三十六分五十二秒の点、北緯三十九度四十五分三十四・二秒東経百三十三度二十一分四・一秒の点、北緯三十九度四十七分三十秒東経百三十三度十三分四十二秒の点及び北緯四十一度三十四分四十三・四秒東経百三十一度二十七分三十三・二秒の点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水域においては、操業してはならない。

五　六により衛星船位測定送信機を備え付けることを命じられた場合を除き、自船の位置が常に明らかとなる自動記録装置付きの船位測定機器を船内に備え付け、操業し又は航行する期間中、毎正時自船の位置を記録するとともに、毎年七月三十一日までに当該記録を農林水産大臣に提出しなければならない。

六　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

七　漁業監督官が、六により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

○農林水産省告示第五百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、いか釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

三〇トン以上の船舶　一三一隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　五のへに掲げる海域において操業する場合には、水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

二　集魚灯を全て設備した状態で、その定格消費電力の総和が二百五十キロワットを超えてはならない。

三　自動いか釣り機の設置台数は、三十四台以内とする。

四　公海において、さけ・ます類を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

五　次に掲げる海域における操業は、禁止する。

イ　北緯四十六度九秒の線以南のオホーツク海の海域

ロ　北海道久遠郡せたな町茂津多岬灯台中心点正北の線以東、北緯四十五度四十分八秒の線以南の日本海の海域

ハ　次の点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域

(i)　最大高潮時海岸線上北海道広尾幌泉両郡界

(ii)　最大高潮時海岸線上北海道広尾幌泉両郡界百六度三十分二十海里の点

(iii)　北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点南東三十海里の点